

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ～ 62	…略…	…略…	……略……	1 ～ 62	…略…	…略…	……略……
63	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき  108,000円	63	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき  108,000円
63の2	建築基準法第85条第	仮設興行場等建築許	1件につき  195,000円	63の2	建築基準法第85条第	仮設興行場等建築許	1件につき  195,000円



	として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	申請手数料			として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	申請手数料	
70の3	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき  195,000円	70の3	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき  195,000円

	場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査				場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査		
71	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、 <u>一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの（ア）又はイの（ア）に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの（ア）又はイの（ア）に掲げる額</u> ）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項	71	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、 <u>一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの（ア）又はイの（ア）に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの（ア）又はイの（ア）に掲げる額</u> ）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条

<p>計 画 (以下「<u>長期優良住宅建築等計画等</u>」とい う。)の認定の申請に対する審査</p>			<p>に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について 35 の 4 又は 35 の 5 の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額)</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合</u> 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア及びイ ……略……</p>				<p>の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について 35 の 4 又は 35 の 5 の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額)</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>住宅を増築し、又は改築しようとする場合</u> 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア及びイ ……略……</p>
72	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 100 分の 50 を乗じて得た面積 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計) に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、71 の項 (1) のアの (ア) から (ケ) まで又はイの (ア) から (ケ) までに掲げる額 (当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71 の項</p>	72	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 100 分の 50 を乗じて得た面積 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計) に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、71 の項 (1) のアの (ア) から (ケ) まで又はイの (ア) から (ケ) までに掲げる額 (当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71 の項</p>

	優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査		(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたものである場合においては、71の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)		優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、71の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	
73	…略…	…略…	……略……	73	…略…	…略…	……略……
74	長期優良住宅	長期優良住宅	1件につき 2,300円	74	長期優良住宅	長期優良住宅	1件につき 2,300円

	の普及 の促進 に 関す る法 律第 10条 の規 定に 基 づく 長期 優良 住宅 建築 等計 画等 の認 定を 受 けた 地 位 の承 継の 承 認の 申 請に 対 する 審 査	<u>建築等</u> <u>計画等</u> の認 定を 受 けた 地 位 の承 継 の承 認申 請手 数料			の普及 の促進 に 関す る法 律第 10条 の規 定に 基 づく 長期 優良 住宅 建築 等計 画等 の認 定を 受 けた 地 位 の承 継の 承 認の 申 請に 対 する 審 査	<u>建築等</u> <u>計画の</u> 認 定を 受 けた 地 位 の承 継の 承 認申 請手 数料	
75	…略…	…略…	……略……	75	…略…	…略…	……略……

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の71の項、72の項及び74の項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。